

新潟県民間社会福祉職員退職積立基金運営委員会設置要綱

第1条 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金（以下「基金」という。）の運営の適正を期するため、基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、基金運営に関し必要な調査、研究、協議を行い、協議会に意見を具申する。

第2条 運営委員会は、次の事項を調査、研究、協議する。

- (1) 基金の財政及び財政計画に関する事項
- (2) 基金規程の改定に関する事項
- (3) 基金規程の廃止に関する事項
- (4) 基金規程の疑義の解釈に関する事項
- (5) その他重要な事項

第3条 運営委員会の委員は、次の者のうちから協議会長が委嘱する。

- (1) 加入施設団体の代表者
- (2) 加入施設団体の職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 協議会役職員

第4条 運営委員会に委員長、副委員長各1名を置き、その選任は委員の互選とする。

第5条 委員長は会務を総理し、委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 運営委員会は協議会長が招集し、委員長がその議長となる。

第8条 運営委員会は3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の3分の2以上の同意を得て決定する。

第9条 運営委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

第10条 この規程に定めるものの外運営委員会の運営に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。